

■ 紀の川市宿泊施設奨励制度

市内に旅館又はホテルを新築・増築する事業者に対して奨励金を交付します。

宿泊施設事業者の要件					
新築	旅館：20室以上、ホテル：50室以上の客室数を新築				
増築	旅館：5室以上、ホテル：10室以上の客室数を増築（増築による客室数の合計 旅館：20室以上、ホテル：50室以上）				
奨励金の種類	交付要件		奨励金	限度額	期間
	区分	投下固定資産総額			
宿泊施設建築奨励金	新設	3億円以上	建築費×10% 相当額	3,000万円	初回
地域環境保全対策奨励金			周辺環境・防災・景観保全関連対策費用	3,000万円	初回
宿泊施設立地奨励金	新築・増築	<新築> 3,000万円以上 ・ <増築> 1,000万円以上	【増加分】 固定資産税相当額 都市計画税相当額 ※増設は増加分が対象	限度額なし	<新築> 10年間 <増築> 5年間
雇用促進奨励金			新規地元常用雇用者数×15万円	150万円	初回
地域資源活用奨励金			紀の川市産の農産物の購入費用	30万円	5年間

申請までのフローチャート

